

# 厚生労働省における政策評価の取組み

- 1 厚生労働省では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)等に基づき、国民の視点に立った政策運営やサービスの提供に努め、国民生活の一層の向上を図るため、政策評価を実施(PDCAによる政策マネジメントサイクル)。
- 1 政策評価を体系的に実施するため、予算の分類も勘案して施策分野・施策目標の分類を行い、毎年度、各分類の政策の自己評価を実施。「政策評価に関する有識者会議」の議論も経て、結果を公表している。
- 1 医薬分業については施策目標 - 6 - 3 (医薬品の適正使用の推進)の手段の一つに位置づけられ、評価の測定指標に「医薬分業率」が設定されている。

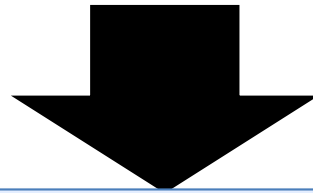
## 平成25年度実績評価書(抜粋)

施策目標名	医薬品の適正使用を推進する(施策目標 - 6 - 3)
施策の概要	本施策は、医薬品の適正使用の普及啓発を推進するために実施している。
施策の背景・枠組み	医薬品の適正使用を推進するため、医薬分業の推進、薬局における医療事故の発生予防・再発防止、医療技術の高度化・専門分化の進展に対応できる薬剤師の知識の向上及び技能の養成、チーム医療・地域医療に貢献する薬剤師の養成等の事業を実施している。
測定指標 (目標値:前年度以上)	<u>医薬分業率(平成25年度:67.0%)</u> 日本薬剤師会実施の各種研修・講習会受講者数(平成25年度:3,441人) 薬局医療安全対策推進事業における薬局ヒヤリハット参加薬局数(平成24年:7,242薬局)

# 医薬分業の実効性の高いPDCAサイクルの構築に向けて

## これまでの評価

- Ⅰ 医薬品の適正使用を推進するため、医薬分業率（量）を中心として評価を実施してきた。
  - 医薬分業率が上昇しなければ、複数診療科受診における薬の重複・飲み合わせのチェック機能なども果たせない。



## 現状と今後の課題

- Ⅰ 医薬分業率が7割近くまで上昇。
- Ⅰ 疑義照会率や後発医薬品の促進、残薬解消などから見ても、一定の効果が得られている。

### (今後の課題)

今後は、医薬品の適正使用に資する医薬分業の評価を量から質（疑義照会、在宅医療への参画など）に転換していく必要がある。

余白

# 參考資料

# かかりつけ薬局による薬学的管理

## 【かかりつけ薬局による薬学的管理】

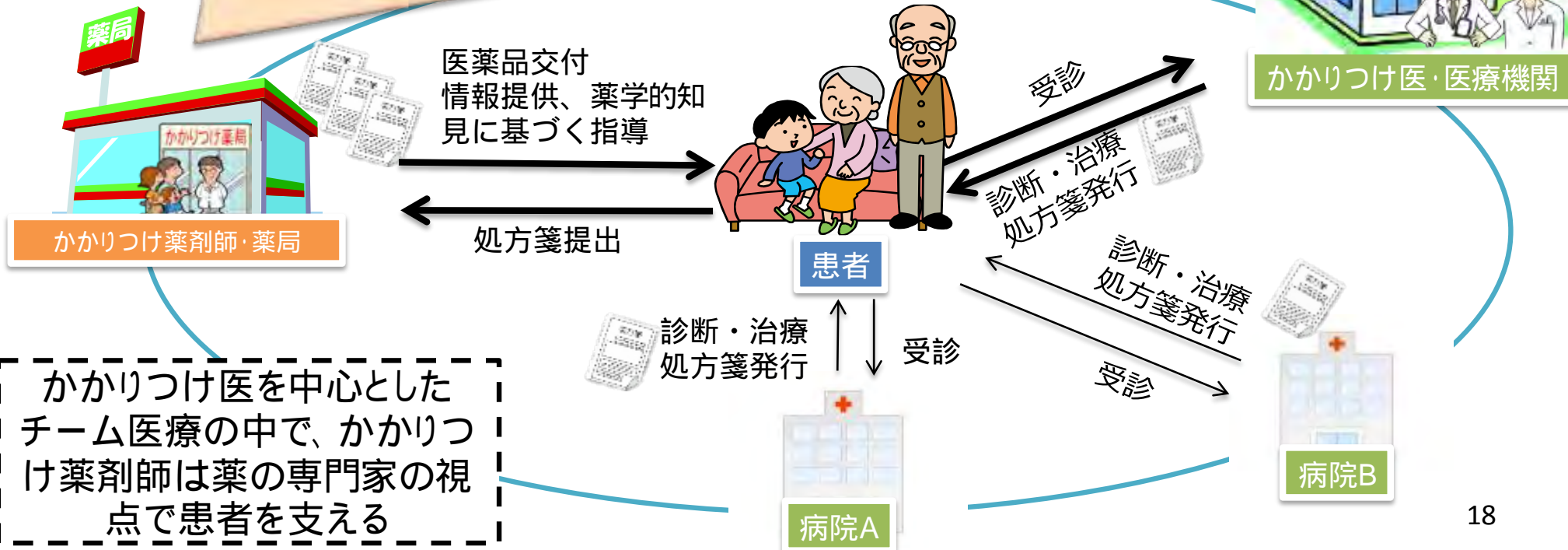
- ・服用中の医薬品(OTC医薬品を含む)、副作用歴、アレルギー歴などの患者情報を一元的に把握
- ・相互作用や重複投与、副作用等の観点から処方内容が適切か確認
- ・上記を踏まえ、薬学的見地から処方医に対して疑義照会(薬剤の変更や減量等の提案)
- ・患者のアドヒアランス(患者自身の服薬治療への積極的な参加)の向上への取組み(服薬指導、お薬手帳の積極的活用等)
- ・副作用や期待される効果を継続して確認し、必要に応じて処方提案
- ・飲み忘れ、飲み残し等の残薬確認による服薬状況の改善

→ **患者にとって治療効果の向上、副作用防止など最適な薬物療法の提供に貢献**

- ・残薬の解消
- ・後発医薬品の使用促進

→ **医療保険財政の効率化に貢献**

在宅医療においても同様の機能を果たす



かかりつけ医を中心とした  
チーム医療の中で、かかりつ  
け薬剤師は薬の専門家の視  
点で患者を支える

# 医薬分業に係る診療報酬の対応

かかりつけ薬局を評価する一方、門前薬局(特定の医療機関からの処方箋を集中的に受け付けている薬局)に対しては減算

## 1 医薬分業の推進

医療機関が処方せんを交付した場合の処方せん料を、院内で調剤した場合の処方料と差を設けることで医薬分業を促進。(処方せん料680円、処方料420円)

## 2 かかりつけ薬局の評価等

薬の一元的・継続的管理という観点から、かかりつけ薬局を高く評価し、門前薬局を適正化。

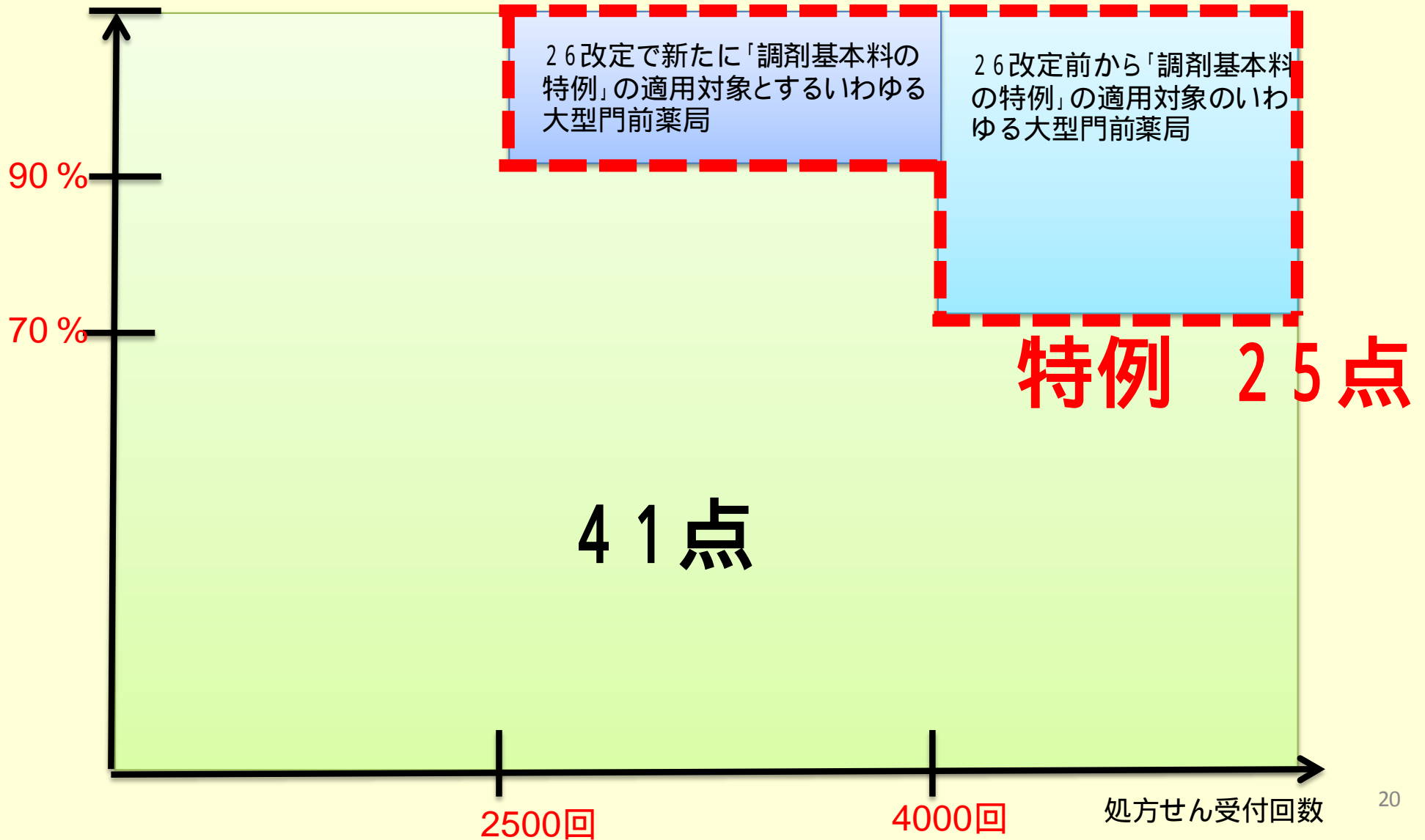
かかりつけ薬局 → 在宅医療の実施や24時間体制で調剤・服薬指導等を行える薬局を評価(処方箋1枚あたり120円又は360円の加算)

門前薬局対策 → 特定の医療機関から処方箋を集中的に受け付けている薬局の調剤基本料(処方箋1枚あたり410円)を250円に減算。

「処方箋受付回数月4000回超かつ集中率70%超」又は「処方箋受付回数月2500回超かつ集中率90%超」が減算の対象薬局( については26年度診療報酬改定で追加)

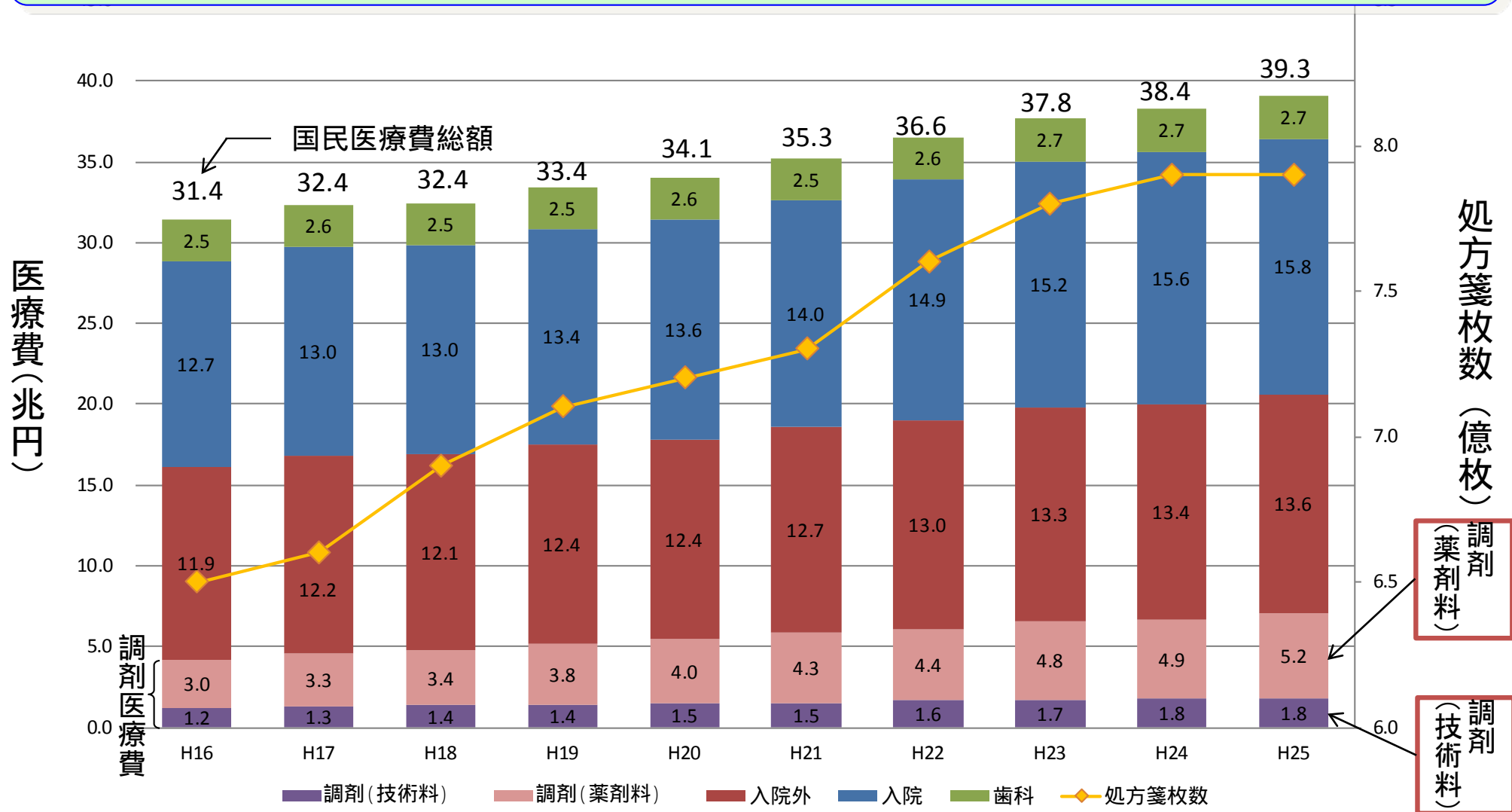
# 調剤基本料 (平成26年4月 ~ )

処方せん集中率



# 医療費と調剤医療費の推移

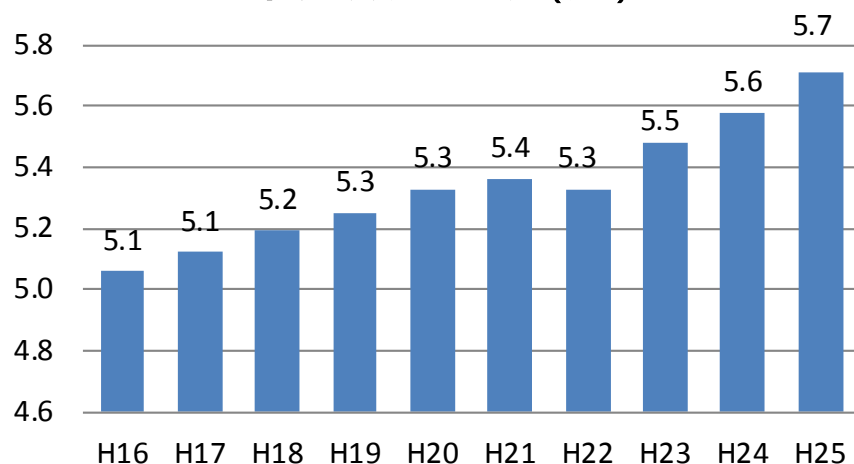
調剤医療費の伸びの大部分は薬剤料。これには、院外処方への切替えにより、入院外に計上されていた薬剤料が調剤医療費に振り替わった分が含まれている。





# 薬局・薬剤師を取り巻く現状

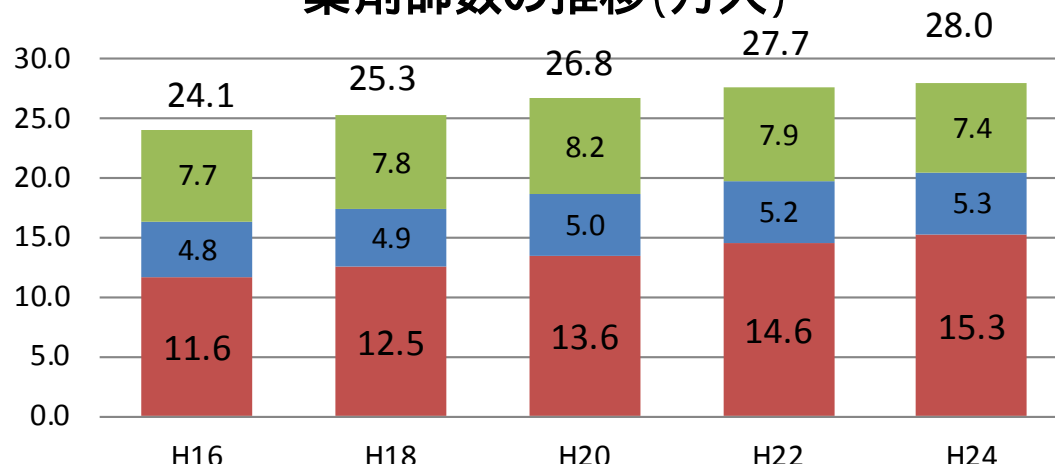
## 薬局数の推移(万)



宮城県及び福島県の一部は集計されていない。

出典) 衛生行政報告例

## 薬剤師数の推移(万人)



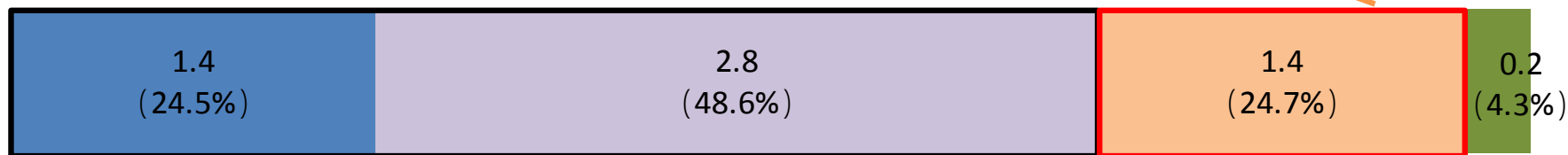
■ 薬局の従事者 ■ 病院・診療所の従事者 ■ その他

出典) 医師、歯科医師、薬剤師調査

## 薬局の処方箋応需の状況

薬局数 (H25) : 57,071

約25% (1.4万) が様々な医療機関からの処方箋を応需



約70% (4.2万) が主に特定の医療機関からの処方箋を応需

- 主に近隣にある特定の病院の処方箋を応需している薬局数(万)
- 主に近隣にある特定の診療所の処方箋を応需している薬局数(万)
- 様々な保険医療機関からの処方箋を応需している薬局数(万)
- その他

医療機関が少ない地域では、かかりつけ薬局としての機能を果たしている薬局もある。

平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成25年度調査) 後発医薬品の使用状況調査 結果概要より推計

# 薬局や医療機関の薬剤師数について

	薬局	病院	一般診療所
施設数	57,071 <sup>1)</sup>	8,540 <sup>2)</sup>	100,528 <sup>2)</sup>
薬剤師数 <sup>3)</sup>	153,012人	52,704人 * ほとんどが病院に勤務	

1) 平成25年 衛生行政報告例

2) 平成25年 医療施設(動態)調査

3) 平成24年 医師・歯科医師・薬剤師調査  
(参考;全薬剤師数 280,012人)